

船橋市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成15年度及び平成17年度から平成24年度包括外部監査結果に係る措置状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成27年2月3日

船橋市監査委員	中村章
同	増田尚功
同	浅野正明
同	高木あきら

平成19年度

市長からの通知年月日 平成27年1月15日

年度 管理 番号	頁	監査対象	項目	区分	報告書記載事項	措置状況
1	30	(教)総務課		監査結果	一般競争入札の実施について検討をした経緯がない指名競争入札が多い。	文書等集配業務において指名競争入札を実施しており、平成25年度分の契約からは公平性・透明性の確保のため、郵便による指名競争入札を取り入れている。当該業務は信書便事業者のみ請け負うことができるものであり、一般競争入札に適さないため、指名競争入札を実施している。
40	22	施設課		監査結果	統合が予定されていた学校の工事を開始し、中止まで時間を要している。	H20.10.21～ 関係各課との連絡と協力を計り、教育に関する事務の管理・執行を行なっている。
42	30	施設課		監査結果	一般競争入札の実施について検討をした経緯がない指名競争入札が多い。	H20.10.21～ 入札案件ごとに一般競争入札の可能性についての検討を行っており、指名競争入札または随意契約とする場合には、その経緯を明らかにするよう努めている。
71	30	指導課		監査結果	一般競争入札の実施について検討をした経緯がない指名競争入札が多い。	現状においても、入札案件ごとに一般競争入札の可能性について検討しているが、業務内容が専門性を有するため、難しい。指名競争入札または随意契約とした場合の業者選定理由を明確にしている。 外国語指導助手派遣業務委託については、プロポーザル方式に変更した。
82	30	保健体育課		監査結果	一般競争入札の実施について検討をした経緯がない指名競争入札が多い。	現状においても、入札案件ごとに一般競争入札の可能性について検討しており、業務内容や契約時期などにより入札参加条件を制限してしまう案件を除いては、一般競争入札に向け、関係課と協議を進めている。 指名競争入札または随意契約とした場合の業者選定理由などを明確にしている。
95	30	総合教育センター		監査結果	一般競争入札の実施について検討をした経緯がない指名競争入札が多い。	小中学校の学習用コンピュータ貸借契約は、平成23年度より4件を、プラネタリウム投映管理運営業務委託は、平成26年度に契約課に一般競争入札の執行を依頼した。